103　捕鯨対策

令和８年度予算概算要求額（所要額）5,072百万円（前年度 5,072百万円）

＜対策のポイント＞
捕鯨業の安定的な実施に向けて、**非致死的調査等の確実な実施**、持続的利用を支持する国との連携や情報発信、**捕鯨の実証事業**の実施等を支援します。

＜事業目標＞
安定的な捕鯨業の実施と国際的な資源管理の推進

＜事業の内容＞

１．持続的利用調査等事業等

① 鯨類の**資源評価等を行うための非致死的調査**の実施を支援します。

② 寄鯨（座礁鯨等）の調査を支援します。

③ 持続的利用を支持する国との連携や国際世論への働き掛けを支援します。

④ 鯨食普及活動を支援します。

⑤ 違法鯨肉の国内流通を防止するための調査を実施します。

２．円滑化実証等事業

捕鯨の実証事業を支援します。

＜事業の流れ＞

国 → 委託、補助 → （一財）日本鯨類研究所、民間団体等（１の事業）
国 → 補助 → 民間団体等（２の事業）

＜事業イメージ＞

調査の確実な実施

○ **非致死的調査**
（目視・バイオプシーの採取等）
○ 寄鯨の調査
○ 違法鯨肉の国内流通防止調査

目視調査

寄鯨の調査

情報収集・発信

○ 国際的な情報の収集
○ 持続的利用・鯨食普及の推進

出張授業

関係国への働きかけ

○ 国内外研究機関との連携強化
○ 持続的利用支持国等の結束強化
○ 調査結果等の情報発信等

捕鯨の実証

○ **捕鯨の実証事業**

漁場探索

販路確保

処理施設の集約化

［お問い合わせ先］水産庁国際課（03-3502-2443）